都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件の改正について (技術的助言)

特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件の一部を改正する件(平成30年国土交通省告示第1324号)は、平成30年12月12日に公布し、公布の日から起算して3月を経過した日(平成31年3月12日)から施行することとした。

ついては、改正後の特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件(平成 13 年国土交通省告示第 1024 号。以下「告示第 1024 号」という。)の運用について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として下記のとおり通知する。

貴職におかれては、貴管内の特定行政庁並びに貴都道府県知事指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対しても、この旨周知方お願いする。

なお、国土交通大臣指定及び地方整備局長指定の指定確認検査機関及び指定 構造計算適合性判定機関に対しても、この旨周知していることを申し添える。

記

- 1. 直交集成板の日本農林規格に規定するMSR区分及び機械等級区分並びに 目視等級区分等に応じた基準強度の追加
- (1) 圧縮、引張り及び曲げの基準強度

告示第 1024 号第三第九号イ、ロ及びハに規定する直交集成板の圧縮、引張 り及び曲げの基準強度の算出に用いるラミナの圧縮強度、引張り強度及び曲 げ強度については、直交集成板の日本農林規格(平成 25 年農林水産省告示第 3079 号。以下「直交集成板規格」という。)に規定するMSR区分又は機械等級区分によるものにあっては、従前の告示に規定するM30A又はM30B及びM60A又はM60B等の等級区分に加え、M90A又はM90B及びM120A又はM120Bの等級区分を追加することとし、直交集成板規格に規定する目視等級区分によるものにあっては、樹種に応じた数値とすることとした。

(2) せん断の基準強度

告示第 1024 号第三第九号ニに規定する直交集成板のせん断の基準強度については、積層方向にあっては、樹種に応じた数値とすることとした。幅方向にあっては、同告示第三第九号ニ表口項に規定する式により算出することとし、これらの数値の算出に用いるラミナの繊維方向のせん断強度、ラミナの繊維方向と直交する方向のせん断強度、接着された直交する二つのラミナの交差面のねじりせん断強度(以下、「ねじりせん断強度」という。)及びローリングシア強度は樹種に応じた数値とすることとした。

なお、複数の樹種を使用した直交集成板のせん断の基準強度の算出にあっては、それぞれの樹種に応じた数値のうち最も小さい数値を用いる必要がある。

2. 特別な調査又は研究の結果に基づく数値

告示第1024号第三第九号ニに規定する直交集成板の幅方向のせん断の基準 強度の算出に用いるねじりせん断強度については、表の数値のほか、特別な調 査又は研究の結果に基づき直交集成板の材料特性を適切に評価して定めた数 値を用いることを可能とした。

既往の実験結果等により得られた技術的知見では、すぎが使用されている 直交集成板について、密度の平均が 400kg/m³以上の場合にねじりせん断強度 の数値の平均が 4.0N/mm²以上となることが確認されている。

このため、例えば既存建築物に用いられる直交集成板が、直交集成板規格に適合するものであって、すぎ又はとどまつが使用されているものについては、適切な木材の試験方法等を参考に測定した密度の平均が 400kg/m³以上の場合にあっては、特別な調査又は研究の結果に基づき直交集成板の材料特性を適切に評価して定めた数値として、ねじりせん断強度の数値を 4.0N/mm² とすることができる。